

令和8年3月1日より

林野火災注意報

林野火災警報

を発令します！

林野火災注意報の発令基準

以下の①又は②のいずれかの条件に該当する場合。

- ①前3日間の合計降水量が1mm以下かつ前30日間の合計降水量が30mm以下
- ②前3日間の合計降水量が1mm以下かつ乾燥注意報が発表された場合

林野火災警報の発令基準

林野火災注意報＋強風注意報

発令対象：発令基準に該当する市町村全域

※発令地域は、鳥取県西部広域行政管理組合消防局のホームページで公開します。

「火の使用の制限」について

- ①山林、原野において火入れをしないこと。
- ②煙火を消費しないこと。
- ③屋外において火遊び又はたき火をしないこと。
- ④屋外において、引火性又は爆発性の物品その他の可燃物の付近で喫煙しないこと。
- ⑤山林、原野等の場所で、喫煙しないこと。
- ⑥残火（たばこの吸殻を含む。）取灰又は火粉を始末すること。

林野火災注意報・林野火災警報発令時、「火の使用の制限」に従わなかった場合

林野火災注意報は、罰則の伴わない努力義務を課すものとなっております。

林野火災警報は、「火の使用の制限」に違反した者に対して30万円以下の罰金または拘留に処することが消防法で定められています。